

特定診療科医師確保奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、不足している診療科の医師を県外から招聘することにより、県内の医師不足への対応と安心して医療を受けられる体制の確保を図るため、県外から転入し、不足する診療科の医師として県内医療施設で常勤（1日8時間程度、一週間で32時間以上、週4日以上勤務することをいう。）の医師として勤務する医師（以下「医師」という。）に対し、予算の範囲内において特定診療科医師確保奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 奨励金の交付対象となる医師は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 勤務する診療科は、産婦人科、産科又は小児科であること。
- (2) 勤務する医療施設は、県内の市町村（仙台市を除く）が開設する施設、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に規定する市町村一部事務組合の開設する施設、日本赤十字社が開設する施設（仙台市内を除く）又は独立行政法人国立病院機構の開設する施設（仙台市内を除く）（以下「指定施設」という。）であること。
- (3) 県内での勤務開始時期等が、次の区分ごとに掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 医師（ロに掲げる専攻医を除く）

- (イ) 県内での勤務開始日が、県外から転入した日から1月以内であり、かつ、奨励金の交付を受けようとする年度の前年度の1月2日から奨励金の交付を受けようとする年度の12月31日までの間であること。
- (ロ) 初めて奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務していること。
- (ハ) 2度目の奨励金の交付を受けた年度の翌年度も指定施設に勤務していること。

ロ 専攻医

専攻医（専門研修（後期研修）プログラムにより修練を行っている医師をいう。ただし、当該プログラムによる県内での修練の開始日が、県外から転入した日から1月以内である者に限る。以下同じ。）については、専攻医4年目までのうち、奨励金の交付を受けた年度が2年度以内であること。

(交付額)

第3 奨励金の交付額は、対象者の区分及び年度内における指定施設での勤務月数（勤務期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）に応じて次に掲げる額とする。ただし、当該奨励金交付の申請を行う医師が県又は県内市町の修学資金の貸与を受けている場合、年度内における勤務月数から当該修学資金の返還免除を受けるために勤務する期間を除くものとする。

- (1) 勤務月数が6月以上の場合 100万円
- (2) 勤務月数が3月以上6月未満の場合 50万円
- (3) 勤務月数が3月未満の場合 0円

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による奨励金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。ただし、過去に第2の(3)のイの(イ)に該当する者として第7の規定により奨励金の交付を受けた者は、第2の(3)のイの(ロ)及び(ハ)の規定に該当する場合を除き、交付申請をすることはできない。

2 規則第3条2項の規定により奨励金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、(2)の書類は、申請者が第2の(3)のイの(ロ)又は(ハ)に該当する者のうち2度目以降の申請を行う者である場合には、添付を省略することができるものとする。

- (1) 勤務計画証明書(別記様式第1号別紙)
- (2) 県外から転入したことを証明する書類
- (3) その他参考となる書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 勤務する医療施設を変更したときは、別記様式第2号による届出書を当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(2) 前号の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- イ 勤務計画証明書(別記様式第1号別紙)
- ロ その他参考となる書類

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による奨励金実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は勤務の終了の日から起算して1月を経過した日(複数の医療施設で勤務した場合には、最後に勤務した医療施設における勤務の終了の日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月20日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により奨励金実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 勤務実績証明書(別記様式第3号別紙1)
- (2) 指定預金口座届(別記様式第3号別紙2)
- (3) その他参考となる書類

(奨励金の交付方法)

第7 奨励金は、規則第13条に規定する奨励金の額の確定後に交付するものとする。

(提出部数)

第8 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。